

臨時報告書

株式会社 山梨中央銀行

(E03562)

本書は金融商品取引法第24条の5第4項に基づく臨時報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成29年6月29日に提出したデータを出力・印刷したものであります。

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月29日

【会社名】 株式会社 山梨中央銀行

【英訳名】 The Yamanashi Chuo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 関 光 良

【本店の所在の場所】 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

【電話番号】 055(233)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 浅 井 仁 広

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号
株式会社 山梨中央銀行東京支店

【電話番号】 03(3256)3131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店長 吉 ざわ 尚 信

【縦覧に供する場所】 株式会社 山梨中央銀行東京支店
(東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成29年6月27日開催の当行第114期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金4円50銭

総額 755,822,583円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月28日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、定款第23条第1項に定める取締役の任期を2年から1年に変更する。

第3号議案 取締役15名選任の件

進藤中、関光良、田邊公久、三宅辰幸、浅川文明、橘田和彦、中島武志、吉奥尚信、築田裕彦、浅井仁広、長田幸夫、藤田豊、田中教彦、増川道夫、加野理代の15名を取締役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 (注) 4	126,615	10,042	—	(注) 1	可決 91.63
第2号議案	136,597	60	—	(注) 2	可決 98.85
第3号議案					
進藤 中	110,559	26,097	—	(注) 3	可決 80.01
関 光良	111,779	24,878	—		可決 80.89
田邊 公久	115,397	21,260	—		可決 83.51
三宅 辰幸	118,850	17,807	—		可決 86.01
浅川 文明	118,850	17,807	—		可決 86.01
橘田 和彦	133,616	3,041	—		可決 96.69
中島 武志	133,616	3,041	—		可決 96.69
吉奥 尚信	133,524	3,133	—		可決 96.63
築田 裕彦	133,616	3,041	—		可決 96.69
浅井 仁広	132,804	3,852	—		可決 96.11
長田 幸夫	132,785	3,871	—		可決 96.09
藤田 豊	134,641	2,015	—		可決 97.44
田中 教彦	134,641	2,015	—		可決 97.44
増川 道夫	134,266	2,391	—		可決 97.16
加野 理代	134,274	2,383	—		可決 97.17

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4 第1号議案に対し修正動議が提出されましたが、原案が会社法上適法な決議として成立し、修正動議は成立する余地がなくなったため、議決権数は集計しておりません。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。